

新庄村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 944	千円 1,698,256	千円 140,551	千円 268,972	% 15.8	% 16.8

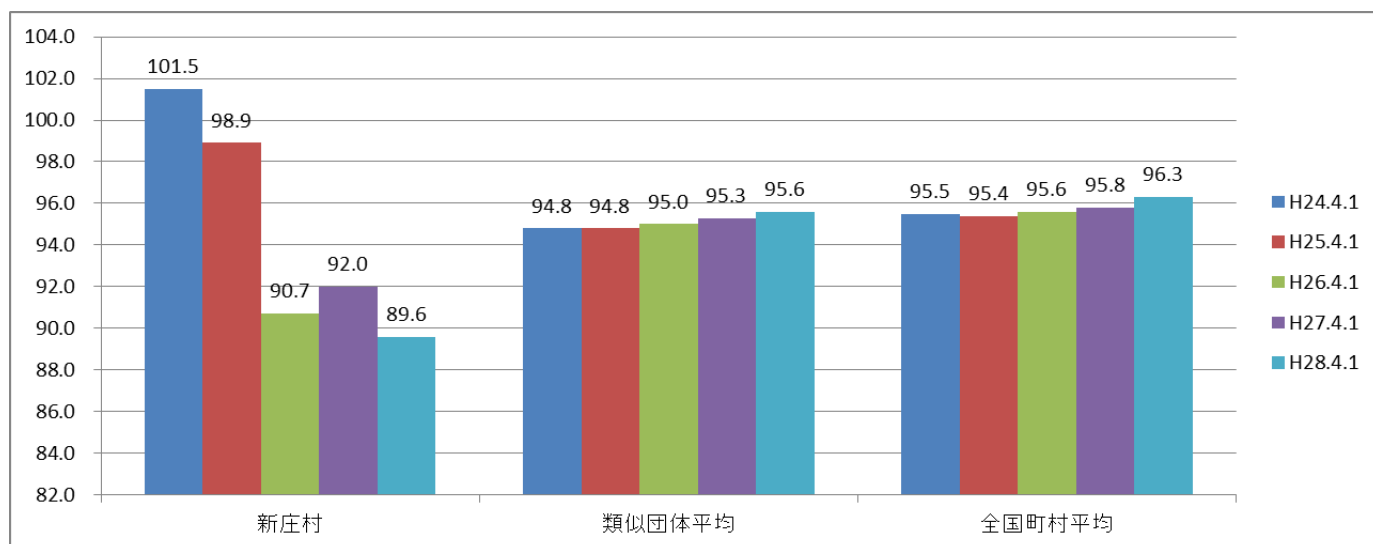
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 33	千円 88,764	千円 15,803	千円 34,258	千円 138,825

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,206	千円 5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新庄村	42.1 歳	296,800 円	328,300 円	296,800 円
岡山県	43.5 歳	337,937 円	422,364 円	368,812 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	297,503 円	339,537 円	326,381 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
新庄村	57.1 歳	1 人	287,500 円	287,500 円	287,500 円	—	—	—	—
うち労務員	57.1 歳	1 人	287,500 円	287,500 円	287,500 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.43
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	2 人	287,296 円	311,250 円	302,527 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
新庄村	—	—	—
うち労務員	4,586,800 円	2,732,900 円	1.65

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 22～24 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		新 庄 村	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	1 7 4 , 2 0 0 円	1 8 9 , 5 0 0 円	1 7 6 , 7 0 0 円
	高 校 卒	1 4 2 , 1 0 0 円	1 5 2 , 6 0 0 円	1 4 4 , 6 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	1 2 7 , 7 0 0 円	—	—
	中 学 卒	1 2 3 , 9 0 0 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

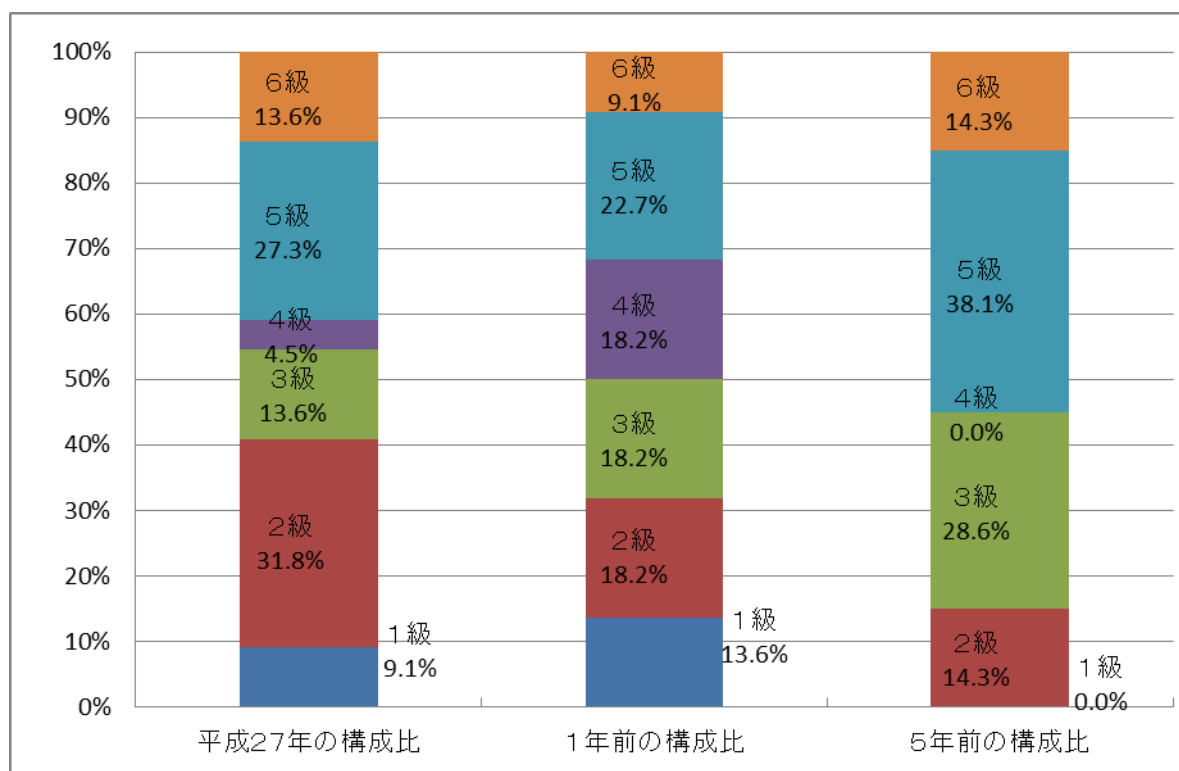
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	227,500円	—	368,900円	400,050円
	高 校 卒	—	—	351,300円	—
技能労務職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	287,500円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事・保育士・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・主事補	2 人	9 . 1 %	円 137,600	円 244,900
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・保育士・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士	7 人	3 1 . 8 %	円 187,700	円 301,900
3 級	係長又は主任	3 人	1 3 . 6 %	円 223,900	円 347,700
4 級	課長補佐・主幹	1 人	4 . 5 %	円 258,300	円 378,700
5 級	課長・会計管理者・保育所長・課長補佐	6 人	2 7 . 3 %	円 285,000	円 390,700
6 級	課長・会計管理者・保育所長	4 人	1 3 . 6 %	円 315,800	円 407,900

- (注) 1 新庄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日 一律昇級(4号俸)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 庄 村	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,431千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,681千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (—)月分 (—)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

実施していない。(一律支給)

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

新 庄 村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給）			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 - 千円			（割増率2～45%）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	2, 2 8 1 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	7 1 千円
支給実績（26年度決算）	2, 5 5 7 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	8 2 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給月額) 配偶者13,000円 配偶者以外1人につき6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算5000円	同	—	3,370 千円	187,222 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の月額により支給 支給限度額27,000円	同	—	959 千円	119,875 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給月額) 交通機関等の利用者1箇月の運賃相当額 支給限度額55,000円 自動車等の交通用具使用者は通勤距離区分により支給2,000円～24,500円	同	—	1,146 千円	88,153 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 給与月額の5%	異	支給率	1,076 千円	179,333 円
宿日直手当	1回4,200円	同	—	2,054 千円	85,583 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長 副村長	550,000 円		(参考) 類似団体における最高／最低額			
		(630,000 円)		830,000 円／ 492,000 円			
		550,000 円		669,000 円／ 443,000 円			
		(550,000 円)					
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	230,000 円		316,000 円／ 176,000 円			
		(230,000 円)					
		180,000 円		255,000 円／ 122,400 円			
		(180,000 円)					
		160,000 円		233,000 円／ 103,000 円			
		(160,000 円)					
期 末 手 当	村 長 副村長	(27年度支給割合) 4.10月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.30月分					
退 職 手 当	村 長 副村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		給与月額×500×在職年数		11,000,000円		任期毎	
		給与月額×300×在職年数		6,600,000円		任期毎	
		備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

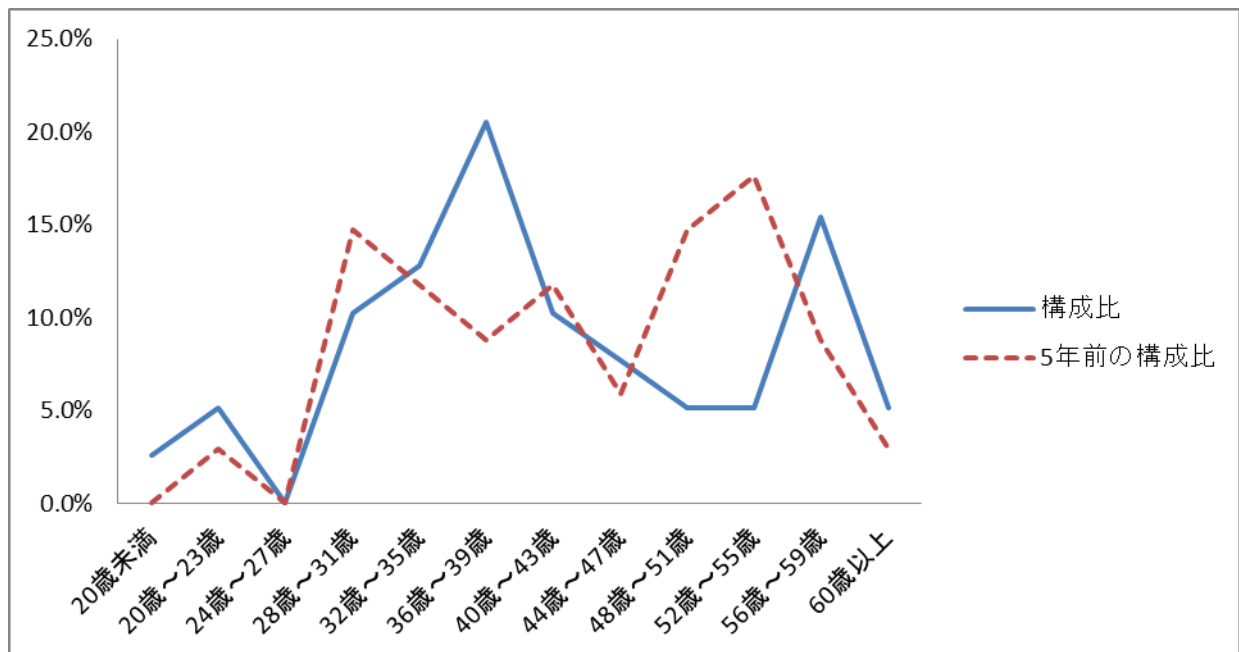
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1 人	1 人	1 △ 1 1	勤 務 条 件 改 善 の た め の 増 退 職 に よ る 減 勤 務 条 件 改 善 の た め の 増
		総 務	9 人	9 人		
		税 務	1 人	1 人		
		農 林 水 産	2 人	2 人		
		商 工	1 人	2 人		
		土 木	2 人	2 人		
	民 生	8 人	7 人			
	衛 生	3 人	4 人			
		計	27 人	28 人	1 人	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 291.36 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40 人)
	教 育 部 門		4 人	4 人		
	消 防 部 門		—	—	—	
	小 計		31 人	32 人	1 人	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 343.39 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85 人)
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院		4 人	4 人		
	水 道		1 人	1 人		
	そ の 他		1 人	1 人		
	小 計		6 人	6 人		
合 計			37 人 [49 人]	38 人 [49 人]	1 人 []	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	2人	0人	4人	5人	8人	4人	3人	2人	2人	6人	2人	39人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	26	26	25	27	27	28	
教育	5	6	5	6	4	5	
消防	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	31	32	30	33	31	33	
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	
総合計	37	38	36	39	37	39	

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。